

## 屋外広告物の種類と許可権者

許可権者		市長（八王子市長を除く。） 瑞穂町長（町、村については下欄※）	多摩建築指導事務所長
広告物の種類			
広 告 板	屋 上 地 上	×	○
	壁 面	表示面積 20 m <sup>2</sup> 以下のもの	表示面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
	突 出	① 1面の表示面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの ② 3面以上は総面積 20 m <sup>2</sup> 以下のもの	① 1面の表示面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3面以上は総面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
プロジェクションマッピング		×	○
広告塔		屋上階高・地盤面から高さ 2 m以下のもの	屋上階高・地盤面から高さ 2 mを超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	○
広告幕、立看板等、広告 旗、はり紙、はり札等		○	×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	○
屋外広告物表示・設置 届の受理		×	○

※ 西多摩郡の町村（瑞穂町を除く。）については、多摩建築指導事務所長が許可します。

※※ 日の出町、奥多摩町、檜原村及び複数の市域にかかる申請（車体利用広告等）は多摩建築指導事務所の窓口

※※※ 標識利用広告とは、消火栓標識やバス停標識等を利用した広告物です。

注：複数の広告物を申請される場合で、市長許可分と多摩建築事務所長許可分とがある場合（例えば壁面広告板と地上設置広告板）は、それぞれに申請書・手数料が必要です。